

安全保障理事会決議 1862 (2009)

2009 年 1 月 14 日、安全保障理事会第 6065 回会合にて採択

安全保障理事会は、

ジブチおよびエリトリア両国の主権、独立、領土保全および統一に対する強い公約を再確認し、また、善隣、不干渉および地域協力の原則を想起し、

2008 年 6 月 12 日付の議長声明 (S/PRST/2008/20) の中で、ラス・ドゥメイラおよびドゥメイラ島におけるジブチに対するエリトリアの軍事行動を非難し、また、両陣営に対し、最大限の自制を示し、従前の状態まで部隊を撤退させることを求めたことを想起し

安保理第 5924 回会合に引き続き彼が派遣した事実調査団の報告書 (S/PV. 5924) を伝達した 2008 年 9 月 11 日付の事務総長の書簡 (S/2008/602) に留意し、

上述した事実調査団の報告書において言及されているように、エリトリアが、2008 年 6 月 12 日付の議長声明 (S/PRST/2008/20) の中で安全保障理事会が求めているように、部隊を従前の状態まで撤退させていないことに深い懸念を表明し、

両陣営の間の対話の不在と、エリトリアがこれまで、対話を行うこと、準地域若しくは地域的機構による、二国間の接触、仲介若しくは促進する努力を受入れること、また、事務総長の努力に前向きに反応を示すことを拒否していることについて深刻な懸念をくり返し表明し、

ジブチが、従前の状態まで部隊を撤退させ、上述した事実調査団、並びに準地域的および地域的な機構が派遣した他の使節団にも十分に協力していることに留意し、

2008 年 10 月のアフリカ連合委員会議長、2008 年 6 月の紛争以来最初となるアスマラ訪問に留意し、

ジブチとエリトリアの間の継続した緊迫した国境紛争、およびドゥメイラ地域の深刻且つ不安定な治安状況が、数十人の死者および負傷者をもたらした 2008 年 6 月 10 日の深刻な事件以降の準地域的な安定と安全に及ぼしうる衝撃に対して深い懸念を表明し、

1. ジブチおよびエリトリアに対し、優先事項として、また、国際法に両立する方式で、

国境紛争を平和的に解決するよう促し、また、この目的のために、適切な外交および法的な枠組みを設けることは、当事者としての一義的な責任であることを強調する。

2. 事務総長、アフリカ連合およびアラブ連盟による両陣営との取組の努力に対する感謝をくり返し表明し、この観点からその努力を強化するように奨励し、また、地域的および準地域的機構、同様にこの目的のために支援を提供する立場にある加盟国に対し、そうするように奨励する。
3. 事務総長による斡旋の申し出を歓迎し、エリトリアが、上述した事実調査団の団員に対する査証の発給、あるいは事務総長によるいかなる使節の受け入れも継続的に拒否していることを深く遺憾とし、また、事務総長のエリトリアに対する事実調査団あるいは使節の派遣の継続した用意を歓迎する。
4. 2008年6月12日付の議長声明(S/PRST/2008/20)の中で安全保障理事会が求め、事実調査団が設定したように、ジブチがすでに部隊を従前の状態まで撤退させた事実を歓迎し、エリトリアのそのような行動の拒否を非難する。
5. エリトリアに対し、
  - (i) その部隊および全ての装備を従前の状態まで撤退させ、2008年6月にラス・ドゥメイラおよびドゥメイラ島で紛争が発生した地域において、部隊の駐留または活動が行われないよう確保すること。
  - (ii) ラス・ドゥメイラおよびドゥメイラ島におけるジブチとの国境紛争を認め、緊張を和らげるための対話に積極的に取り組み、また、国境問題の相互に受け入れることのできる解決をもたらす外交努力に取り組むこと。および
  - (iii) 国際連合加盟国としてその国際的な義務を遵守し、憲章第2条3、4および5項並びに第33条に言及されている原則を尊重し、また、とりわけ第3項に言及されている事務総長の斡旋の提案を通じ、事務総長と十分に協力すること。を要求する。
6. エリトリアに対し、いかなる場合でも、この決議の採択から5週間以上遅れることなく、ただちに上記第5項を遵守するよう要求する。
7. 事務総長に対し、状況の推移について、また、両陣営の義務の遵守並びに両陣営、さらに適切な場合には、アフリカ連合および他の地域的な機構との接触についても、この決議の採択から6週間以上遅れることなく、理事会に報告書を提供するよう要請する。

8. 適切な場合には、さらなる決定を採択することを念頭に、上記第7項に言及されている報告書を基に、この決議の採択から6週間後に情勢を再検討することを決定する。
9. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。